

令和5年度第3回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会、令和5年度第1回岡山県障害者差別解消支援地域協議会 議事録（要旨）

1 日 時 令和6年2月6日（火）15：30～17：00

2 場 所 岡山国際交流センター レセプションホール

3 出席委員 村社会長、青山委員、石原委員、伊山委員、大森委員、梶谷委員、片岡委員、来住委員、阪井委員、鈴木委員、竹田委員、田中委員、徳弘委員、中島委員、永田委員、中西委員、難場委員、萩原委員、福田委員、藤田委員、水田委員、薬師寺委員、吉田委員 以上23名（※5名欠席）

4 議事概要（主な質疑応答）

○議題（1）障害者差別解消の推進に向けた取組状況等について

（事務局）

- ・資料1により説明
- ・岡山県精神障害者家族会連合会から、「障害者手帳を持ってハローワークに行くと、一般就労を希望してもA型・B型事業所をすすめられる」との事例が報告された。
- ・この事例に対して、岡山労働局から、「ハローワークでは本人の希望を尊重した就職先の紹介、対応に心がけているが、この度のご意見を受け止め、本人の考えや希望をしっかりと聞き、丁寧できめ細やかな対応をすることを心がけていきたい。」とのコメントをいただいている。

（委員）

- ・特に精神障害のある方がハローワークに行った場合、働けるかどうかの見極めが難しい。本人がやりたいことを支援することが良いのではないか。逆に、本人が望まないのに無理やり就労のルートに乗せた事例を見ると、結果的にうまくいかないことも多いと感じている。岡山労働局のコメントにあったように、本人の意向に沿って支援することが大事だと思う。

（委員）

- ・過去、県の認定を受けたあいサポート企業・団体の窓口で差別的な対応をされたことがある。県のあいサポーター研修では、企業・団体職員の何割以上が受講すれば認定する等の基準はあるか。

（事務局）

- ・県の研修を受講し、企業内でも研修を実施する等のあいサポート運動に取り組む企業をあいサポート企業・団体に認定しているが、職員の研修受講割合といった認定基準は設けていない。窓口業務のある企業・団体職員の受講促進や、認定後しばらく経った企業・団体に対して研修の再受講を呼びかけること等を検討したい。

（委員）

- ・窓口業務従事者は異動もあるので、窓口業務に就いた人は県の研修を受けられる、少なくとも企業内の研修を受けられるという取組をお願いできればと思う。

(委員)

- ・4月から民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化されるが、合理的配慮について改めて考えていただきたく、当会で実際にあった事例を資料に記載した(事例:車いすの方がよく訪れる事務所が建物の3階にあるが、エレベーターが改修工事のため3か月使えなくなった。)。この事例を見て、どのような合理的配慮が考えられるか皆様の意見を聞きたい。

(事務局)

- ・合理的配慮の提供にあたっては、困っている当事者の要望を聞いて、個々のニーズに対応していくことが重要であろうと思う。今回の事例で言うと、同じ建物の1階で別室を確保する等の環境整備ができれば一番理想的だが、そうした環境整備が困難であれば、職員が1階まで降りて話を聞く、対面の必要がなければ電話、メール、Zoomを利用する等、個々のケースに応じて対応を考えていくことが必要だと思う。

(委員)

- ・当会では、利用する当事者と話し合った結果、建物1階のスペースに机を設置して対応することとした。重要なのは、建設的対話によって実現可能な対応策を見つけていくことだと思う。

(委員)

- ・我々は国の機関ということで、所管する事業者の合理的配慮の提供に関する対応指針を定めている。また、窓口業務等で合理的配慮を提供する立場でもあり、職員に対する研修を実施している。
- ・対応指針については、事業者からの「どのように、どこまで対応していいかわからない」、「具体的な事例を書いてほしい」といった意見を踏まえて今年度改正した。

○議題(2)岡山県自立支援協議会専門部会の活動について

<医療的ケア児等支援部会の活動について>

(事務局)

- ・資料2により説明
- ・令和5年12月18日に医療的ケア児等支援部会を開催した。議論の内容は次のとおり。
- ・県内在宅の医療的ケア児の人数は、令和5年5月時点で318人と報告があった。
- ・現在、医療型短期入所施設は19施設あるが、最近は増えていないため受入施設が増えるよう働きかけていくこととした。
- ・登録しているが利用実績のない医療機関(医療型短期入所施設)もあることから、利用の進め方に課題があるのではないかという意見があった。
- ・医療型短期入所施設の利用希望者が増えており、特に週末の利用希望が多い。
- ・人工呼吸器を利用する重症の方の利用が増えているため、人工呼吸器を使用する方に対応できる施設も増えてほしいとの意見があった。
- ・短期入所サービスが利用希望に対して十分に対応できていない点について、訪問看護を延長しながら、在宅での支援も視野に入れてほしいとの意見があった。
- ・医療的ケア児支援センターの運営状況について報告があった。

(委員)

- ・医療型短期入所施設が19カ所とあるが、利用実績のない医療型短期入所施設もこの19カ所に含まれているか。

(事務局)

- ・19カ所の施設の中に含まれている。利用実績のない施設には、医療機関が医療型短期入所施設として登録しているものがあり、新型コロナウイルス感染症への対応等で医療型短期入所施設として新規受入ができていない経緯もある。新型コロナウイルス感染症の5類移行により徐々に解消されてくるものと思う。医療型短期入所施設は、これからも需要が増えると見込まれるので、受入施設が増えるよう働きかけていきたい。

(委員)

- ・地元の市民病院も医療型短期入所施設として登録しているが、利用実績がないため、利用が進むにはどうしたらよいか(地域) 自立支援協議会で議論した。
- ・利用実績がない理由として、事務局の説明のとおり施設側の都合によるものもあったが、一方で、今までにその施設を利用したことがない、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザが流行している等といった、初めての施設を利用するにあたって利用者や親の不安があることも分かった。実態を把握しながら少しでも利用が進むよう取り組んでいきたい。

<就労支援部会の活動状況について>

(委員)

- ・資料2により説明
- ・令和5年9月30日に部会を開催した。議論の内容は次のとおり。
- ・岡山県内の工賃等の状況等について、令和5年度の就労支援に係る取り組みについて協議した。
- ・工賃等は、就労継続支援B型の平均工賃の月額は、令和3年度の14,805円から令和4年度は15,264円になり、月額459円増加した。就労継続支援A型の平均賃金の月額は、令和3年度の83,430円から令和4年度は86,271円になり、月額2,841円増加した。
- ・人件費の上昇や社会保険料の負担増のため、就労継続支援A型事業所は今後も減少が見込まれるが、身近な地域にA型事業所を残したい。
- ・一般就労の人数は増加しているが、就労後の定着が難しく、課題となっている。
- ・今後、障害者雇用率が段階的に引き上げられていくが、雇用率達成のためだけに雇用するのではなく、障害者が活躍できるような質の高い雇用であるべき。
- ・農福連携は、農業者から作業申し込みが増加する一方で、それを受ける福祉事業所があまり増えていない。
- ・定着率の改善のため、生活面での支援を充実させる必要があるのではないか。就労後の障害者就労・生活支援センターへの繋ぎ方にも課題がある。

<人材育成部会>

(委員)

- ・資料2により説明

- ・ 2月1日に岡山市内で人材育成部会を開催した。議論の内容は次のとおり。
- ・ 部会では、相談支援専門員の質・量の向上をテーマに意見を交わした。
- ・ 相談支援専門員は、障害・特性のある子供から大人、近年では介護保険の非該当になる高齢の方々まで幅広く対応している。このため、知識や経験等の質の向上が待ったなしで求められている。
- ・ 本来、福祉サービスを利用する際は相談支援専門員がプランニングする必要があるが、県内の比較的人口規模が多い市町村では、いわゆるセルフプランになる人など、マネジメントが間に合わない人が多いといった地域課題が見える。こうした背景には、相談員が足りない、相談支援事業所が増えていないといったことがある。
- ・ データを見ると、相談支援専門員の養成研修の受講者数は増えているが、実際に従事する相談支援専門員や指定相談支援事業所が増えていない現象が起こっている。
- ・ この理由について、相談支援専門員として働くことまでは想定していない潜在的な方もいると思うが、相談支援専門員として働く意欲はあっても法人・事業所の人員配置で別の業務をされている方もいると思われるので、引き続き、こうしたところについて部会で議論していくこととしている。

(委員)

- ・ 入所施設の待機者数が多い理由として、相談支援専門員の数が不足していることが挙げられるのではないかと。相談支援専門員の養成研修を受講しても、その後相談支援専門員にならない人が多い。

(委員)

- ・ その通りだと思う。国の経営実態調査の結果を見たが、相談支援事業所が事業として運営しづらいことが数字からも読み取れた。
- ・ 我々としては、制度が追いついてきてくれることを願いつつ、今できることを進めていく必要があると考えている。
- ・ お願いのような形になるが、教職に就かれている委員には、未来を担う、福祉を志す学生に相談支援専門員のことを知ってもらえる機会を作っていただけるとありがたい。

<強度行動障害支援部会>

(委員)

- ・ 資料2により説明
- ・ 部会では、昨年、強度行動障害に関する実態調査を行い、どのような課題があるか抽出した。
- ・ 今年は、実態調査の結果を踏まえて、3つの取組を実施している。
- ・ 1つ目は、強度行動障害のある人を支援するため、施設・病院や学校から依頼を受けてスーパーバイザーを派遣する事業
- ・ 2つ目は、通所、入所、訪問のいずれも管理者の理解が重要なので、管理者を巻き込む研修
- ・ 3つ目は、個別調査を行った。前回の調査を踏まえて、対象者に個別に当たって課題を網羅的に抽出した。今後、この調査を踏まえた検討を行っていく予定。

○議題（３）第５期岡山県障害者計画（第７期岡山県障害福祉計画・第３期障害児福祉計画）案について

（事務局）

- ・資料３、４により説明

（委員）

- ・障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を統合したことを評価したい。市町村においてもそれぞれ計画が策定されていると思うが、３計画を統合した県の趣旨を広げることはいか。

（事務局）

- ・県計画の統合については市町村に趣旨を説明させていただいているが、市町村計画の統合は各市町村で判断することなので、統合を検討することまではお伝えしていない。

（委員）

- ・強度行動障害について、審議会の意見を多く反映いただき感謝する。強度行動障害への取組はここからが重要なので、これからの議論、施策の推進に期待する。

（委員）

- ・難病患者の就労支援について、１２月３日に、県難病団体連絡協議会で難病者就労サルベージ応援シンポジウムを開催した。就労、就活について企業等から事例を紹介いただいたが、企業が求めるスキルがあれば、難病患者か否かは関係なく採用するとのことだった。県難病団体連絡協議会では、今後も難病患者の就労支援に取り組んでいくので、支援・フォローをお願いしたい。

（委員）

- ・障害福祉計画の医療型短期入所施設について、医療の必要な人でも福祉型短期入所施設を利用するケースがあり、実態の把握が難しいと聞いている。この部分の把握ができれば、より精度の高い見込量になると思うので、次回の計画策定に向けて研究いただければと思う。

（事務局）

- ・福祉型の短期入所の施設でも医療的ケア児を預かるケースがあるので、指定上の整理や利用実態の整理等、どのような整理ができるか研究していきたい。

（委員）

- ・差別解消法について、４月から事業者も合理的配慮の提供が義務化されるので、労働局でも周知を行い、理解者を増やしてほしい。

（事務局）

- ・ご意見は、労働局にもお伝えするほか、県としてもしっかり周知していきたい。

（委員）

- ・相談支援専門員は単価が安いにもかかわらず、地方では移動に１、２時間かかり、話をじっくり聞こうとすると１日に何件も訪問できないため、事業としてなかなか成り立たないのではないかと。こうしたことについて、県から国に意見を述べていただきたいと思う。

（事務局）

- ・適正な報酬単価等について、他の都道府県と一緒に国に要望活動を行っており、引

き続きしっかりと訴えていきたい。

(委員)

- ・能登半島地震の報道で、潰れるなどして機能しなかった福祉避難所があったと聞いた。平時から、想定している福祉避難所が使いなかった場合どうするのかといった1つ2つ先のことを考えながら計画を立てていく必要があると思う。

(事務局)

- ・設置主体は市町村であるが、県としても、来年度から県民局ごとに個別の避難計画の策定を進めるための協議会を設置することとしており、しっかり検討していきたい。

計画案の承認について

- ・本審議会において計画案を承認
- ・今後、軽微な修正がある場合は会長とは事務局に一任

以上